

F-mail

No.62
令和2年9月発行

福井農林総合事務所だより

みんなでつかおう ふくいの木！

「ふくいの木」とは、県内で生産された木材およびそれを利用した木製品のことです。県民のみなさんに、ふくいの木への関心と理解を深めてもらうとともに、積極的にふくいの木を利用する意欲を高めてもらうために、木づかい運動を実施しています。

令和2年8月4日から6日にかけ、福井市内のハーツきっず児童クラブにおいて1、2年生の児童約90人を対象に、木工教室を実施しました。児童たちは、県産材のスギの間伐材を加工した写真＆ペン立てに、どんぐりや松ぼっくり、ドライフラワーを飾ったり、ペンで色を付けたりして、思い思いに楽しんでいました。木に触れ、温もりや匂いを感じ、木材に親しみを持つことができたようです。

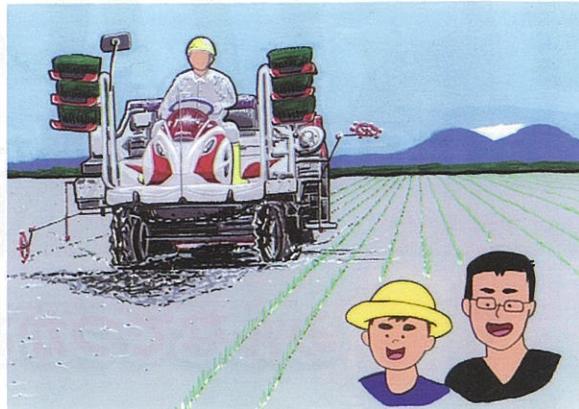
林業部では、今後も引き続き小学校の環境教育の授業やイベントなどを通じて、木づかい運動を進めていきます。

(林業部 黒田)



足羽川用水の歴史や農業の大変さを伝える 紙芝居が小学校へ贈呈されました！

足羽川用水を管理・運営する足羽川堰堤土地改良区連合は、用水が行き渡っている地域の農業の歴史を紹介する紙芝居を制作し、令和2年7月20日に上文殊小学校に贈呈しました。今後、地域にある他の10の小学校にも寄贈し、授業で活用していただく予定です。



紙芝居は、用水がある地域で農業を営む3世代家族が登場し、主人公の一郎が昔と今の農業について尋ね、父や祖父が答えるというストーリーです。昭和の稻刈りや脱穀などの手作業の苦労、トラクターやドローンなどの登場による農作業の効率化まで、イラストを使い分かりやすく解説しています。

世界かんがい施設遺産とは

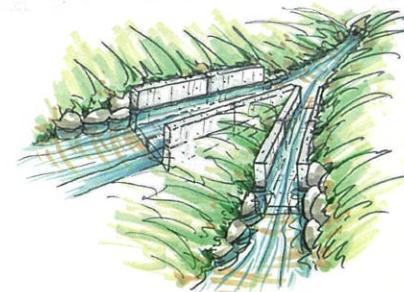
かんがいとは、農作物の生育に必要な水を、水路を引くなどして供給し、農地をうるおすことです。かんがいの歴史・発展を明らかにし、施設の適切な保全につなげるため、国際かんがい排水委員会（I C I D）が平成26年に世界かんがい施設遺産制度を創設しました。

平成28年11月8日に、県内で初めて足羽川用水が登録されました（令和元年度までの登録施設数91件、うち日本の登録施設数39件）。



評価されたポイント

- ① 測量技術が高いこと
…約300年前の水路技術が今も継承されている
- ② 江戸時代当時では画期的な「木工沈床」による強固な堰堤が建設されたこと
- ③ 水配分を均等にする「定石」の設置などが行われたこと
- ④ 旧来から現在に至るまで、防火・生活・環境用水として地域住民の生活に密着していること



（農村整備部 古川）

分水地点に配置された定石（想像図）

福井市「小羽地区」の農地が一新されました！



整備前

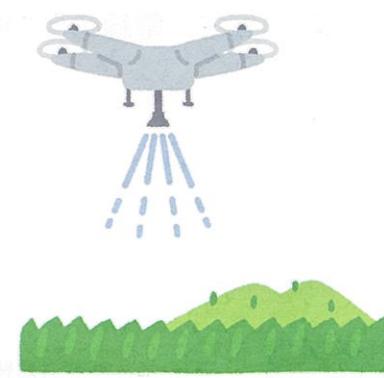
整備後

平成26年度から進めてきた、小羽地区の経営体育成基盤整備事業（ほ場）が令和2年度春に完了しました。小羽地区は福井市街地近郊エリアの西部にある平地の穀倉地帯です。かつてほ場が整備されてから40年以上経過したことにより、用排水路の老朽化や暗渠排水の機能低下が問題となっていました。さらに、一部の低平地は著しい湿田状態で、麦や大豆等への転作も見込めません。また、集落の担い手が耕地を手放すなど、農業経営に苦慮していた地域でした。

そこで、集落の担い手が農業に取り組めるようなほ場の基盤整備を行いました。ほ場を大区画化して集落の農業者が広い農地を使えるようにすることで、経営の安定と向上を図り、効率的・持続的な農業の確立を目指しました。「農地は集落で守る」という志のもと、作業効率の向上をねらった農業の機械化、転作作物の栽培等の新たなチャレンジが行われています。

【事業後の効果】

工種	事業による改善内容	効果
区画整理	30a 区画 → 1ha 区画	集団営農による機械化営農の促進
用 水 路	開水路 → パイプライン	水管理の負担軽減
排 水 路	排水路の更新	維持管理の負担軽減
暗渠排水	暗渠排水の更新	乾田化による転作の実施



ドローンによる防除作業



転作によるスイートコーンの目揃会

（農村整備部 加藤）

獣害対策の効果を高めよう！ ～集落環境点検から～

現在、各集落・地域で防護柵や捕獲檻等を利用し獣害対策を行っていますが、十分な効果が出ていません。特にイノシシによる農作物被害は、被害のあった150集落のうち50集落で増加傾向にあります（令和元年度時点）。

そこで、令和2年7月13日、14日に市町、JA、NOSAI、福井農林総合事務所等の関係機関が指導者研修会を開催しました。指導者の意識を統一するため、野生獣の行動理解と集落点検の実践方法を学びました。



研修を踏まえ、当事務所は鳥獣害対策方針を定め、次のことに取り組んでいきます。

- (1)被害状況等を踏まえて重点集落を選定し、濃密な支援を行う。
- (2)行動学に基づく侵入防止対策、野生獣の餌場の減少を徹底する。
- (3)関係機関が集落のリーダー等とともに「集落環境点検」を実施して、効果的な対策を講じる体制を構築する。

獣害対策は1つだけではありません。次の3つの総合的な対策が必要です。

ステップ1 【環境管理】

野生獣を拒む環境を作りましょう。

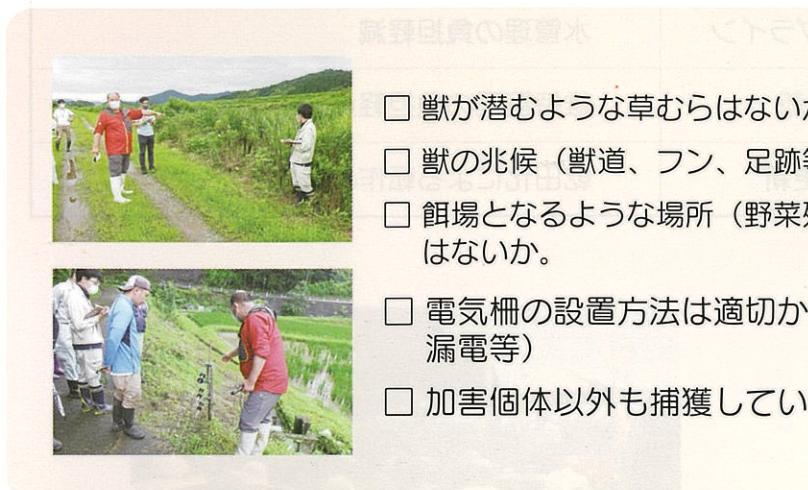
ステップ2 【効果的に囲う】

柵を正しく設置し、効果を高めましょう。

ステップ3 【適切な捕獲】

農作物依存となっている加害個体を狙って捕獲しましょう。

これらの対策がどの程度できているか、「集落環境点検」でチェックしてみましょう。聞き取りや現場を歩いてみることで課題を見つけ、改善策を検討していきます。



- 獣が潜むような草むらはないか。
- 獣の兆候（獣道、フン、足跡等）はないか。
- 餌場となるような場所（野菜残渣の捨て場、放棄された果樹等）はないか。
- 電気柵の設置方法は適切か。（電線の高さ、電線のほつれ、漏電等）
- 加害個体以外も捕獲していないか。

獣害被害でお困りの集落の方は、関係機関との集落点検をご検討ください。

問い合わせ先：農業経営支援部
(農業経営支援部 岩村)



発行：福井県 福井農林総合事務所
〒910-8555 福井市松本3丁目16-10(福井合同庁舎内)
TEL 企画振興室(直通) 0776-21-8201
農業経営支援部(直通) 0776-21-8209
林業部(直通) 0776-21-8213
農村整備部(直通) 0776-21-8216
E-Mail:fuku-noso@pref.fukui.lg.jp